

「漂流する大学—知の制度と社会の再構築」

司会

広渡清吾 (東京大学)

高木浩了 (国立国会図書館)

シンポジウムにあたって

広渡清吾

ドイツの学術政策の展開

長島啓記 (早稲田大学)

高等教育から職業生活への移行の日独比較—社会的自立にかかる大学機能の検討

吉本圭一 (九州大学)

Hochschulreform in Deutschland und Japan im Zeitalter der Globalisierung

Christian Oberländer (Martin-Luther-Universität)

日独の大学改革—政府・大学関係を中心に

金子元久 (東京大学)

シンポジウムにあたって

広渡清吾

今回のシンポジウムのテーマは、「漂流する大学」である。自らが属する世界を「漂流する」と表現することは、無責任・不謹慎のそしりを免れない。しかし、開き直れば、世界の中で大学という制度が大きく変容するこの時代にあって、それを「改革」しようとする者も、あるいは「改革に抵抗」しようとする者も、定かな見通しを決してもっていないのであり、それがゆえに大学が「漂流する」というのである。

ドイツの大学は、これまで、①大学入学資格 (Abitur) 制度に基づいておよそ大学の入学試験というものがなく、学生が入学する大学をえらぶこと、②授業料がないこと (例外的に存在する私立大学はもちろん授業料を徴収するが)、③大学間に格差のないことが建前上の了解になっていること、などにおいて、日本の大学と大きく異なっている。このような制度的前提の下では、どの大学に入学したかということよりも、

どのような資格を取ったかが、ドイツの人々の大学に対する関心事であり、ここには入学し卒業した大学のブランドを問題にする日本との違いが鮮やかであった。

経済のグローバル化は、国境をこえ、また、国境の中にあっても、企業が市場において自由に競争すべきことを原理的な要求にしている。各国は、自国の競争上の地位を強めるべく、企業・産業にどのようにハイクオリティのリソースを提供できるかを課題として追求している。このリソースを提供できる知的生産の場は、大学である。大学は、その研究を通じて、産業の技術革新のための「発明・特許」を、また、その教育を通じて、企業に余分の養成コストをかけさせない促成の人材を社会に提供することを期待されている。このような社会の大学に対するますます昂進する期待は、大学を企業経営のように競争させるという考え方を生み出した。

大学間競争という点から見れば、上に見るように、ドイツの大学制度はおよそそれを否定するようなものとして維持されてきている。たとえば、個別の大学に学生選抜権がなくて、どうして人材養成・供給の競争ができれば。日本は国立・公立・私立大学の間で一定の棲み分けがおこなわれ、文科省の護送船団方式で国立大学が守られてきたとはいえ、入学試験による学生抱え込み方式は、センター試験という共通の物差しを補助手段にして、大学間格差を公然のものとしてきた。しかし、日独の大学制度のこれまでのこのような差異は、大学を経済的競争の手段として位置づける政策とそれを容認する社会のなかで、つまり、大学を漂流させる・新たな知の制度と社会の関係の再構築の時代のなかで、少なくとも機能的な収斂を示すことになるのではないかと思われる。そこには「自由な知的生産の場」・「プロフェスする者たちが構成する空間」としての近代の大学の理念との相克が生じうる。

このシンポジウムは、これらの変容の相をドイツを中心に日本との比較を交えつつ描き出し、問題の所在を探ることを目的とするものである。

さて、このシンポジウムは 2003 年 6 月に開催された。シンポジウムに際してのテーマのおおまかな位置づけは以上のようなものであった。1 年後、2004 年 4 月から日本の約 90 の国立大学はすべて、国立大学法人法に基づいて、国立大学法人となった。国立大学法人は、さしあたりは政府によって全ての経費を賄われるけれども、独立の法人格をもち、経営に自立的責任をもつものとして、目標の達成と財政パフォー

マンズの改善に努めなければならない。毎年一定（1% - 2%）の効率化係数を乗じて予算を減少するという先行独立行政法人並の処遇は、大学側の抵抗で減少幅がやや緩和されたようであるが、今後の軋轢は必至であろう。大学は、社会・産業界との結びつきを求めざるをえない状況に置かれている。

公立大学は、国立大学と横並びで法人化できるように要望してきた。これが可能になり、2004 年 5 月の段階で、都立大学や横浜市立大学の「改革」が法人化を中心に進められている。その内容は、しかし、大学の社会に対する有用性をおそろしく短絡的にとらえ、かつ、企業経営的な視点から大学のあり方を非常識なまでに押し進めたものとなっている。国立大学の場合には、国立大学法人法が制定され、制定過程における論争を経て大学の固有性についてそれなりの配慮を行う規定が盛りこまれたが、公立大学の場合は、地方公営企業一般の独立行政法人化を定める法律の中で若干の特例が設けられるにとどまり、大学の固有性を確保する法的な歯止めが存在しないことが、一つの大きな問題となっている。私立大学についても、これまでの運営方法をあらため、理事長に権限を集中する私立学校法の改正が行われた。

他方、ドイツでは 2004 年に入って、連邦政府が「エリート大学」に選抜的・重点的に研究投資をする考え方を表明し、議論が沸騰した。このなかで、ドイツの大学間競争を強め、ドイツの大学のグローバルな競争力を高めるために、これまでの伝統的制度（上述した論点）の全面的見直しが連邦議会野党や大学関係者からも主張される

ようになっている。ドイツの大学政策のなかに、日本の政策の影響が感じられるようになったのは、最近の特徴のように思われる。ドイツの大学の研究費のなかで産業界からの資金の占める割合は、先進国中トップであり、90年代半ばからこの比率が相当地に上昇している。これは、産学連携の好

パフォーマンスとよぶのか、公財政の逼迫による公的研究費の停滞・減少に規定されているものにすぎないとみるのか。示唆的な問題ではある。

「漂流する大学」は、時期をあらためて、再び、その行く先を探ることが必要であろう。